第５章　日常生活圏域ごとのサービス基盤整備の方向性

1　日常生活圏域の設定

今後ますます高齢者の数や高齢者独居世帯・高齢者夫婦のみの世帯が増加するなか、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるよう、地域の実情を踏まえて介護基盤整備を行います。

日常生活圏域の設定は「住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護施設等の整備状況その他の条件を総合的に勘案して」行うこととされており、本市においては、小学校区を基本に、地域の実情に応じて町の境も利用しながら、全部で 26 の日常生活圏域を設定しています。

なお、今後の社会的条件、介護施設等の整備状況等の変化により、日常生活圏域を見直す場合もあります。

第５期における圏域ごとのサービス基盤整備の基本的な考え方は次のとおりです。

（１） 特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及び老人保健施設の整備は、既存のものも含め、各圏域にそれぞれ１箇所以内とします。
ただし、介護療養型病床と医療療養型病床の転換による老人保健施設等は除きます。

（２）小規模多機能型居宅介護について、圏域ごとのバランスに配慮しつつ、居宅介護の拠点となるよう整備します。

（３）高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができる「地域包括ケア」を推進します。

（４）介護予防事業について、日常生活圏域ごとに実施している事業を充実させます。

【日常生活圏域図】


N
倉9:庄北
玉6:真備
倉10:倉敷北
倉1:
倉敷中部
倉7:中庄
倉3:
老松・中洲
倉6:帯江・豊洲
玉5:船穂
玉4:玉島北
倉5:倉敷西
倉4:大高
倉8:天城・茶屋町
倉2:
倉敷南
水3:連島
玉2:玉島中部
水4:連島南
玉1:玉島東
水1:水島
水2:福田
児6:郷内
玉3:玉島南
児2:児島中部
児1:琴浦
児3:児島西
児4:赤崎
児5:下津井
凡例
● 特別養護老人ホーム
▲ 地域密着型特別養護老人ホーム
■ 老人保健施設（転換型老健は除く。）

日常生活圏域別施設整備一覧

圏域		特別養護老人ホーム増床（床）			地域密着型特別養護老人ホーム整備（床）			介護老人保健施設増床（床）			認知症対応型グループホーム整備（ユニット）			小規模多機能型居宅介護事業所整備（箇所）			地域密着型特定施設整備（床）			ページ
		H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	
倉１	倉敷中部													1						58
倉２	倉敷南			30										1						59
倉３	老松・中洲																			60
倉４	大高															1				61
倉５	倉敷西																			62
倉６	帯江・豊洲																			63
倉７	中庄											2								64
倉８	天城・茶屋町		30																	65
倉９	庄北												2							66
倉10	倉敷北					29										1				67
水１	水島														1					68
水２	福田													1						69
水３	連島												2							70
水４	連島南						29									1				71
児１	琴浦						29													72
児２	児島中部							10							1					73
児３	児島西												2							74
児４	赤崎															1				75
児５	下津井																			76
児６	郷内			30				20												77
玉１	玉島東																			78
玉２	玉島中部																			79
玉３	玉島南											2								80
玉４	玉島北																			81
玉５	船穂																29			82
玉６	真備					29									1					83
計			30	60		58	58	30				4	6	3	3	4	29			

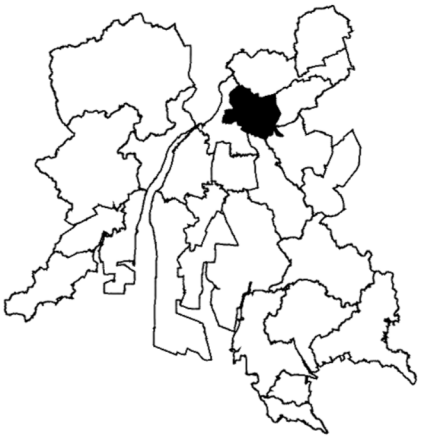
２　各日常生活圏域の現況と今後のサービス基盤整備の方向性

各日常生活圏域の現況と今後のサービス基盤整備の方向性は以下のとおりです。

倉１	圏域名：倉敷中部

範　囲

倉敷東、万寿、万寿東各小学校区
菅生小学校区の一部
（青江、西岡、宮前、祐安）



圏域の概況

- 総人口：35,525人
- 高齢者人口：7,892人
- 高齢化率：22.2%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市鶴形1-9-7

サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　80 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　0 床
- 介護療養型医療施設　20 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　7 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　0 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成24年度に、小規模多機能型居宅介護事業所を整備します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（倉敷中部）　（単位：人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	61	0	61	0	61	0	61
	必要利用定員総数	63	0	63	0	63	0	63
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

倉２	圏域名：倉敷南

範　囲

倉敷西、粒江各小学校区



圏域の概況

- 総人口：13,068人
- 高齢者人口：3,105人
- 高齢化率：23.8%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市粒江2500-1

サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　80 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　50 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　8 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　0 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成24年度に、小規模多機能型居宅介護事業所を整備します。
- 平成26年度に、特別養護老人ホームを30床増床します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（倉敷南）　（単位：人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	68	0	68	0	68	0	68
	必要利用定員総数	72	0	72	0	72	0	72
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

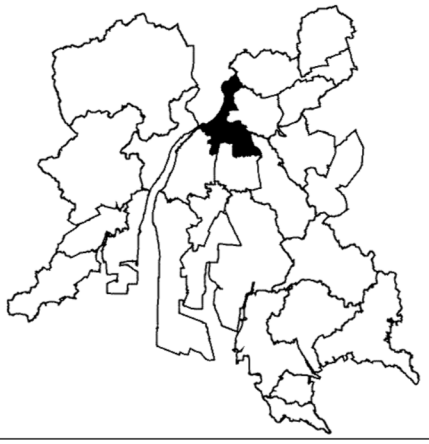
倉３	圏域名：老松・中洲

範　囲

老松、中洲各小学校区

圏域の概況

- 総人口：30,662人
- 高齢者人口：6,311人
- 高齢化率：20.6%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市老松町4-4-7



サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　0 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　29 床
- 老人保健施設　150 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　4 ﾕﾆｯﾄ（認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　1 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 第５期における施設整備計画がありません。

地域密着型居住系サービスの定員数等（老松･中洲）　（単位：人／月）

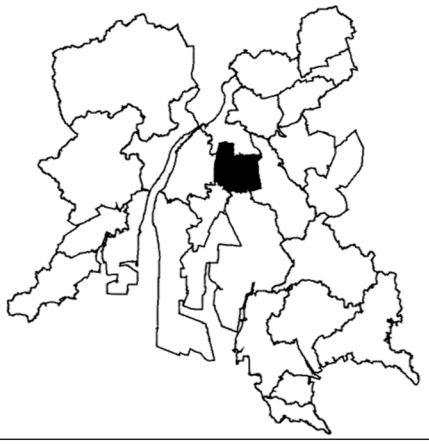
サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	36	0	36	0	36	0	36
	必要利用定員総数	36	0	36	0	36	0	36
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	29	0	29	0	29	0	29
	必要利用定員総数	29	0	29	0	29	0	29
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

倉４	圏域名：大高

範　囲

大高、葦高、倉敷南各小学校区



圏域の概況

- 総人口：32,879人
- 高齢者人口：4,749人
- 高齢化率：14.4%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市新田2689

サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　0 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　29 床
- 老人保健施設　0 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　4 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　0 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成26年度に、小規模多機能型居宅介護事業所を整備します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（大高）

（単位:人／月）

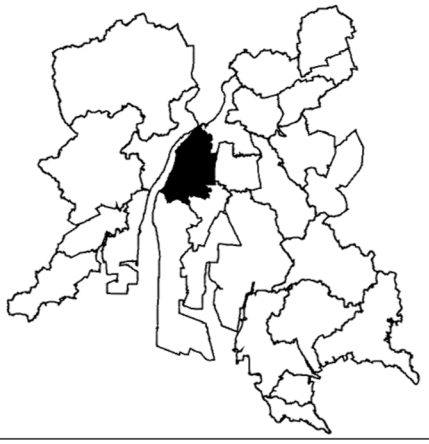
サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	36	0	36	0	36	0	36
	必要利用定員総数	36	0	36	0	36	0	36
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	29	0	29	0	29	0	29
	必要利用定員総数	29	0	29	0	29	0	29
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

倉５	圏域名：倉敷西

範　囲

中島、西阿知、連島北各小学校区



圏域の概況

- 総人口：31,192人
- 高齢者人口：5,964人
- 高齢化率：19.1%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市中島770-1

サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　132 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　150 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　6 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　1 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 第５期における施設整備計画がありません。

地域密着型居住系サービスの定員数等（倉敷西）

（単位:人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	54	0	54	0	54	0	54
	必要利用定員総数	54	0	54	0	54	0	54
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

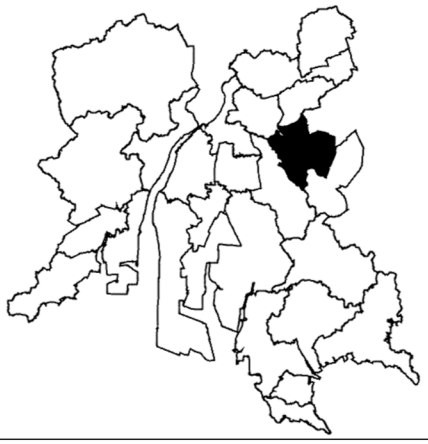
倉６	圏域名：帯江・豊洲

範　囲

帯江、豊洲各小学校区

圏域の概況

- 総人口：16,169人
- 高齢者人口：3,763人
- 高齢化率：23.3%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市亀山679-1



サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　50 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　100 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　8 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　2 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 第５期における施設整備計画がありません。

地域密着型居住系サービスの定員数等（帯江・豊洲）　（単位：人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	66	0	66	0	66	0	66
	必要利用定員総数	72	0	72	0	72	0	72
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

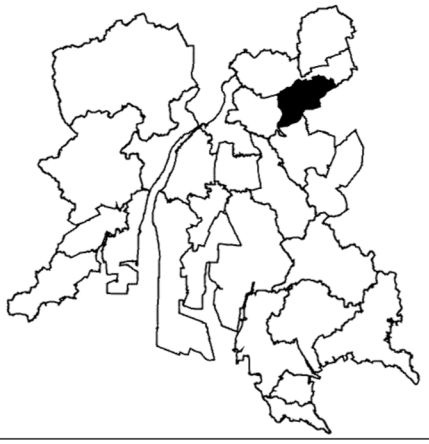
倉７	圏域名：中庄

範　囲

中庄小学校区

圏域の概況

- 総人口：16,553人
- 高齢者人口：3,805人
- 高齢化率：23.0%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市徳芳504



サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　80 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　0 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　2 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　1 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成25年度に、認知症対応型グループホームを２ユニット整備します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（中庄）

（単位:人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	18	0	18	18	36	0	36
	必要利用定員総数	18	0	18	18	36	0	36
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

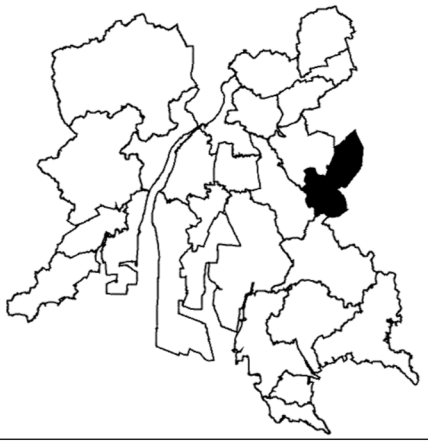
倉８	圏域名：天城・茶屋町

範　囲

天城、茶屋町各小学校区

圏域の概況

- 総人口：24,799人
- 高齢者人口：5,087人
- 高齢化率：20.5%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市藤戸町藤戸1573-1



サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　50 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　99 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　10 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　1 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成25年度に、特別養護老人ホームを30床増床します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（天城･茶屋町）　（単位:人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	86	0	86	0	86	0	86
	必要利用定員総数	90	0	90	0	90	0	90
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

倉９	圏域名：庄北

範　囲

庄小学校区の一部
（上東、二子、山地、西尾、日畑、矢部、庄新町）



圏域の概況

- 総人口：11,097人
- 高齢者人口：2,466人
- 高齢化率：22.2%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市山地1297

サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　80 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　0 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　2 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　1 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成26年度に、認知症対応型グループホームを２ユニット整備します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（庄北）

（単位：人／月）

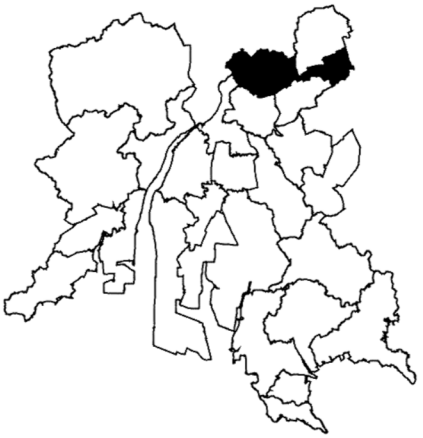
サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	18	0	18	0	18	18	36
	必要利用定員総数	18	0	18	0	18	18	36
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

倉10	圏域名：倉敷北

範　囲

庄小学校区の一部（下庄、松島、栗坂）
菅生小学校区の一部
（浅原、西坂、生坂、三田）



圏域の概況

- 総人口：　9,569人
- 高齢者人口：2,224人
- 高齢化率：23.2%
- 高齢者支援センターの所在地
　　：倉敷市下庄700-1
- 高齢者支援サブセンターの所在地
　　：倉敷市浅原380

サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　50 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　100 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　7 ﾕﾆｯﾄ
（認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　0 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成25年度に、地域密着型特別養護老人ホームを整備します。
- 平成26年度に、小規模多機能型居宅介護事業所を整備します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（倉敷北）　（単位：人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	61	0	61	0	61	0	61
	必要利用定員総数	63	0	63	0	63	0	63
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	29	29	0	29
	必要利用定員総数	0	0	0	29	29	0	29
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

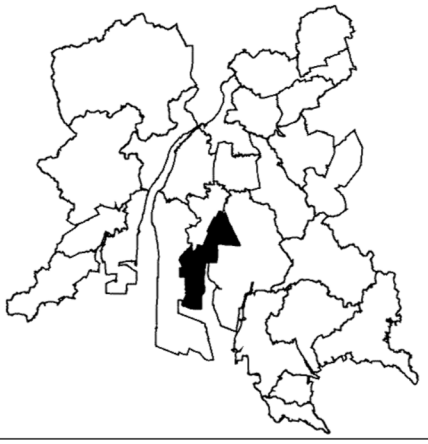
水１	圏域名：水島

範　囲

第四福田、第五福田、水島各小学校区

圏域の概況

- 総人口：20,247人
- 高齢者人口：4,823人
- 高齢化率：23.8%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市水島南春日町13-1



サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　0 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　20 床
- 老人保健施設　83 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　4 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　0 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成25年度に、小規模多機能型居宅介護事業所を整備します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（水島）

（単位:人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	36	0	36	0	36	0	36
	必要利用定員総数	36	0	36	0	36	0	36
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	20	0	20	0	20	0	20
	必要利用定員総数	20	0	20	0	20	0	20
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

水２	圏域名：福田

範　囲

第一福田、第二福田、第三福田
各小学校区



圏域の概況

- 総人口：30,387人
- 高齢者人口：5,841人
- 高齢化率：19.2%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市東塚5-4-50
- 高齢者支援サブセンターの所在地
  ：倉敷市福田町福田234-1

サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　70 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　80 床
- 介護療養型医療施設　42 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　10 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　0 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成24年度に、小規模多機能型居宅介護事業所を整備します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（福田）　（単位：人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	87	0	87	0	87	0	87
	必要利用定員総数	90	0	90	0	90	0	90
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

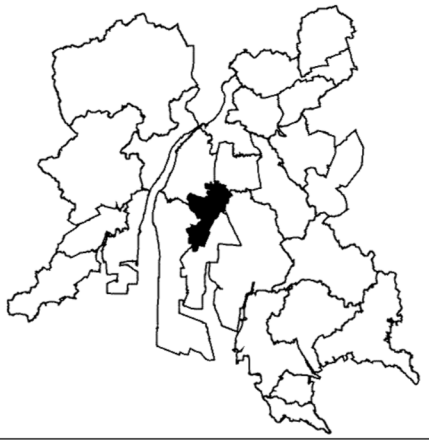
水３	圏域名：連島

範　囲

連島東、旭丘、連島神亀各小学校区

圏域の概況

- 総人口：19,609人
- 高齢者人口：3,728人
- 高齢化率：19.0%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市神田2-3-27



サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　130 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　0 床
- 介護療養型医療施設　47 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　2 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　2 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成26年度に、認知症対応型グループホームを２ユニット整備します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（連島）

（単位:人／月）

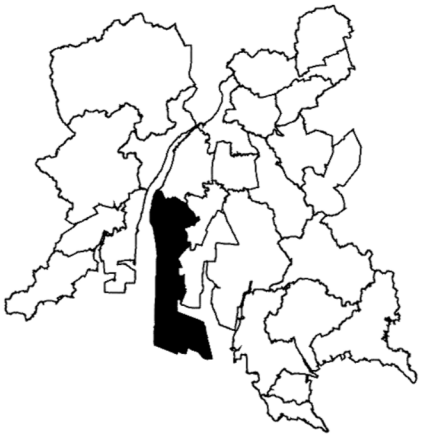
サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	18	0	18	0	18	18	36
	必要利用定員総数	18	0	18	0	18	18	36
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

水４	圏域名：連島南

範　囲

連島西浦、連島南、霞丘各小学校区



圏域の概況

- 総人口：19,625人
- 高齢者人口：3,905人
- 高齢化率：19.9%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市神田2-3-27
- 高齢者支援サブセンターの所在地
  ：倉敷市連島町鶴新田2235-1

サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　50 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　0 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　4 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　0 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成26年度に、地域密着型特別養護老人ホームを整備します。
- 平成26年度に、小規模多機能型居宅介護事業所を整備します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（連島南）　（単位：人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	36	0	36	0	36	0	36
	必要利用定員総数	36	0	36	0	36	0	36
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	29	29
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	29	29
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

児１	圏域名：琴浦

範　囲

琴浦東、琴浦北、琴浦南各小学校区
琴浦西小学校区の一部（児島上の町、児島上の町１～４丁目を除く）



圏域の概況

- 総人口：18,748人
- 高齢者人口：5,262人
- 高齢化率：28.1％
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市児島下の町5-2-17

サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　80 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　0 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　6 ﾕﾆｯﾄ（認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　1 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成26年度に、地域密着型特別養護老人ホームを整備します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（琴浦）　（単位：人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	51	0	51	0	51	0	51
	必要利用定員総数	54	0	54	0	54	0	54
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	29	29
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	29	29
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

児２	圏域名：児島中部

範　囲

児島、緑丘各小学校区
琴浦西小学校区の一部（児島上の町、児島上の町１～４丁目）



圏域の概況

- 総人口：22,972人
- 高齢者人口：5,434人
- 高齢化率：23.7%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市児島柳田町355-1

サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　100 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　89 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　5 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　0 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成24年度に、介護老人保健施設を10床増床します。
- 平成25年度に、小規模多機能型居宅介護事業所を整備します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（児島中部）　（単位：人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	43	0	43	0	43	0	43
	必要利用定員総数	45	0	45	0	45	0	45
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

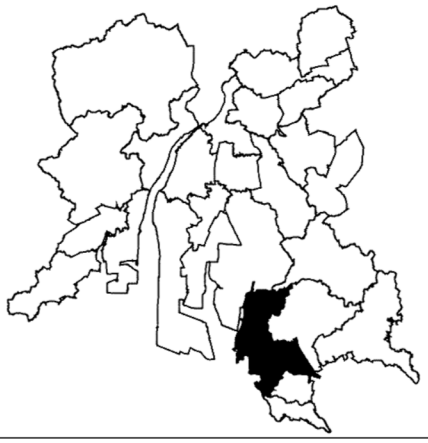
児３	圏域名：児島西

範　囲

味野、本荘各小学校区

圏域の概況

- 総人口：9,762人
- 高齢者人口：2,634人
- 高齢化率：27.0%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市児島駅前4-83-2



サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　０ 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　０ 床
- 老人保健施設　０ 床
- 介護療養型医療施設　７ 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　２ ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　１ 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成26年度に、認知症対応型グループホームを２ユニット整備します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（児島西）

（単位：人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	18	0	18	0	18	18	36
	必要利用定員総数	18	0	18	0	18	18	36
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

児４	圏域名：赤崎

範　囲

赤崎小学校区

圏域の概況

- 総人口：　8,145人
- 高齢者人口：2,006人
- 高齢化率：24.6%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市児島阿津2-7-53



サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　0 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　100 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　4 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　0 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成26年度に、小規模多機能型居宅介護事業所を整備します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（赤崎）　（単位:人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	36	0	36	0	36	0	36
	必要利用定員総数	36	0	36	0	36	0	36
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

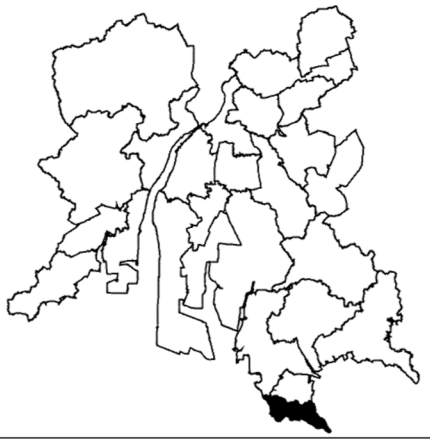
児５	圏域名：下津井

範　囲

下津井東、下津井西各小学校区

圏域の概況

- 総人口：　5,697人
- 高齢者人口：1,841人
- 高齢化率：32.3%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市下津井吹上2-6-4



サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　110 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　0 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　0 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　1 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 第５期における施設整備計画はありません。

地域密着型居住系サービスの定員数等（下津井）

（単位:人／月）

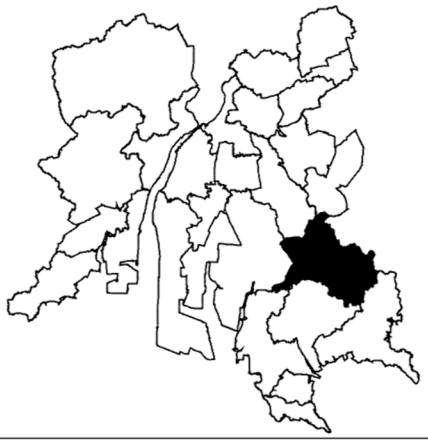
サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

児６	圏域名：郷内

範　囲

郷内、郷内尾原各小学校区



圏域の概況

- 総人口：　8,921人
- 高齢者人口：2,091人
- 高齢化率：23.4%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市串田660

サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　50 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　60 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　6 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　2 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成24年度に、介護老人保健施設を20床増床します。
- 平成26年度に、特別養護老人ホームを30床増床します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（郷内）　（単位:人／月）

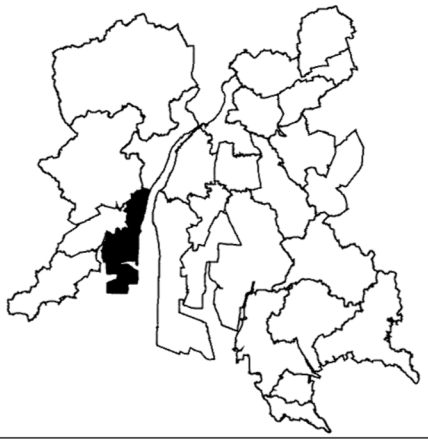
サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	53	0	53	0	53	0	53
	必要利用定員総数	54	0	54	0	54	0	54
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

玉１	圏域名：玉島東

範　囲

上成、乙島、乙島東各小学校区



圏域の概況

- 総人口：17,691人
- 高齢者人口：4,050人
- 高齢化率：22.9%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市玉島1334-1

サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　136 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　150 床
- 介護療養型医療施設　202 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　7 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　1 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 第５期における施設整備計画はありません。

地域密着型居住系サービスの定員数等（玉島東）　（単位：人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	58	0	58	0	58	0	58
	必要利用定員総数	62	0	62	0	62	0	62
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

玉２	圏域名：玉島中部

範　囲

玉島、柏島各小学校区

圏域の概況

- 総人口：15,640人
- 高齢者人口：4,458人
- 高齢化率：28.5%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市玉島中央町1-4-8



サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　0 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　29 床
- 老人保健施設　55 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　7 ﾕﾆｯﾄ（認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　2 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 第５期における施設整備計画はありません。

地域密着型居住系サービスの定員数等（玉島中部）　（単位：人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	59	0	59	0	59	0	59
	必要利用定員総数	63	0	63	0	63	0	63
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	29	0	29	0	29	0	29
	必要利用定員総数	29	0	29	0	29	0	29
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

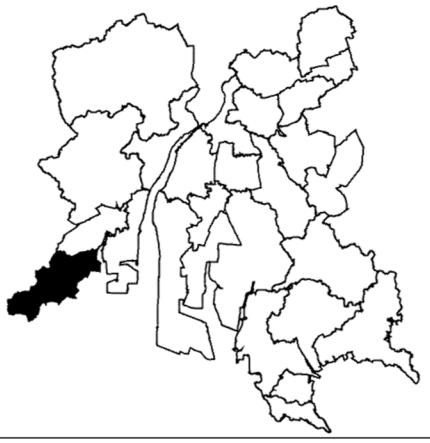
玉３	圏域名：玉島南

範　囲

玉島南、沙美、南浦各小学校区

圏域の概況

- 総人口：11,357人
- 高齢者人口：3,456人
- 高齢化率：30.4%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市玉島勇崎1044



サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　110 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　0 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　2 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　2 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成２５年度に、認知症対応型グループホームを２ユニット整備します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（玉島南）　（単位:人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	16	0	16	18	34	0	34
	必要利用定員総数	17	0	17	18	35	0	35
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

玉４	圏域名：玉島北

範　囲

長尾、富田、穂井田各小学校区



圏域の概況

- 総人口：20,579人
- 高齢者人口：4,724人
- 高齢化率：23.0%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市玉島陶856-1

サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　74 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　0 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ（認知症対応型共同生活介護）　5 ﾕﾆｯﾄ
- 小規模多機能型居宅介護　1 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 第５期における施設整備計画はありません。

地域密着型居住系サービスの定員数等（玉島北）

（単位：人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	43	0	43	0	43	0	43
	必要利用定員総数	45	0	45	0	45	0	45
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

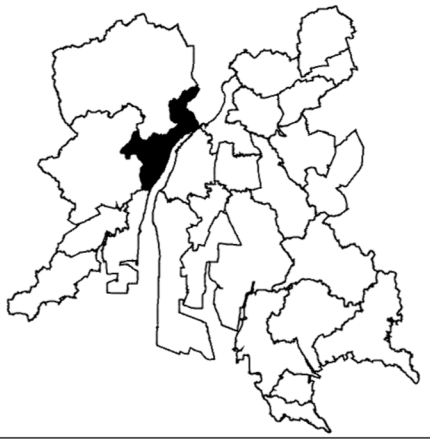
玉５	圏域名：船穂

範　囲

船穂、柳井原各小学校区

圏域の概況

- 総人口：　7,382人
- 高齢者人口：1,991人
- 高齢化率：27.0%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市船穂町船穂1861-1



サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　0 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　29 床
- 老人保健施設　0 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　6 ﾕﾆｯﾄ（認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　2 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

- 平成24年度に、地域密着型特定施設を整備します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（船穂）　（単位:人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	46	0	46	0	46	0	46
	必要利用定員総数	50	0	50	0	50	0	50
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	29	0	29	0	29	0	29
	必要利用定員総数	29	0	29	0	29	0	29
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	29	29	0	29	0	29
	必要利用定員総数	0	29	29	0	29	0	29

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

玉６	圏域名：真備

範　囲

川辺、岡田、薗、二万、箭田、呉妹
各小学校区



圏域の概況

- 総人口：23,040人
- 高齢者人口：6,020人
- 高齢化率：26.1%
- 高齢者支援センターの所在地
  ：倉敷市真備町箭田1130
- 高齢者支援サブセンターの所在地
  ：倉敷市真備町箭田2159

サービス基盤の現状

- 特別養護老人ホーム　80 床
- 地域密着型特別養護老人ホーム　0 床
- 老人保健施設　56 床
- 介護療養型医療施設　0 床
- 認知症対応型ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ　6 ﾕﾆｯﾄ
  （認知症対応型共同生活介護）
- 小規模多機能型居宅介護　0 箇所

計画期間中のサービス基盤整備の方向性

平成２５年度に、地域密着型特別養護老人ホームを整備します。
平成２５年度に、小規模多機能型居宅介護事業所を整備します。

地域密着型居住系サービスの定員数等（真備）

（単位:人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	52	0	52	0	52	0	52
	必要利用定員総数	54	0	54	0	54	0	54
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	0	0	0	29	29	0	29
	必要利用定員総数	0	0	0	29	29	0	29
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0	0	0	0	0	0	0

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

地域密着型居住系サービスの定員数等（全体）

（単位：人／月）

サービス区分		平成23年度（現在値）	第５期計画期間					
			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			増分	計	増分	計	増分	計
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護含む。）	利用者数	1,156	0	1,156	36	1,192	54	1,246
	必要利用定員総数	1,200	0	1,200	36	1,236	54	1,290
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数	136	0	136	58	194	58	252
	必要利用定員総数	136	0	136	58	194	58	252
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数	0	29	29	0	29	0	29
	必要利用定員総数	0	29	29	0	29	0	29

介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分を含まない。

第６章　介護サービス等の量の見込みと介護保険料

1　介護保険事業量の算定

介護保険法における要介護１以上の方が利用される介護サービス及び要支援１・２の方が利用される介護予防サービスの事業量の見込みについて、国の示す算定手順に沿って推計しました。

（１）人口推計

平成 17 年度と平成 22 年度の住民基本台帳等の人口データに基づいて、センサス変化率法※を用いて人口推計を行いました。

40 歳未満の人口の減少に伴い、総人口は今後減少すると見込まれますが、高齢者人口(65 歳以上人口)は増加すると推計されます。また、高齢者人口は引き続き伸びるため、高齢化率は、平成 22 年度の 21.9%から平成 26 年度には 25.3%まで上昇すると予測されます。

これに伴い介護保険の被保険者数は、第１号被保険者が 15%増加し、第１号被保険者と第２号被保険者の総数は 5.5%増加すると推計されます。

① 年齢階層別人口

（単位：人）

区　　分		平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総人口		479,960	480,178	479,621	479,055
	40-64 歳	152,307	151,542	151,158	150,778
	65 歳以上	105,333	114,086	117,609	121,130
	（比率）	21.9%	23.8%	24.5%	25.3%

※　センサス変化率法とは、コーホート法と呼ばれる人口推計方法の一つです。コーホートとは、同年または同期間に出生した集団のことをいい、コーホート法とは、その集団ごとの時間的変化を、将来も一定であると仮定して推計する方法です。

センサス変化率法では、ある５歳階層別年齢集団の数とその５年前の数からの出生、転出・流入、死亡による変化率を用いて、その年齢集団の５年後の数を推計します。

② 被保険者数

（単位：人）

区　　分		平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総数		257,640	265,628	268,767	271,908
	第 1 号被保険者	105,333	114,086	117,609	121,130
	第 2 号被保険者	152,307	151,542	151,158	150,778

（２）要支援・要介護認定者数の推計

平成 22 年７月から平成 23 年６月までの実績（要介護度別の出現率）を基に、各計画年度における要支援・要介護度別の認定者数を推計しました。

総数は、平成 22 年度の 20,842 人から平成 26 年度には 24,382 人へ、17%増加すると予測されます。また、要介護４及び５の重度者は、4,562 人から 5,472 人へ、20%増加すると推計されます。

（単位：人）

区　　分		平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総数		20,842	22,417	23,392	24,382
	要支援 1	2,908	3,208	3,486	3,776
	要支援 2	3,467	3,765	3,864	3,961
	要介護 1	3,868	3,973	4,022	4,067
	要介護 2	3,565	3,935	4,203	4,480
	要介護 3	2,472	2,576	2,603	2,626
	要介護 4	2,374	2,768	3,019	3,279
	要介護 5	2,188	2,192	2,195	2,193

（３）サービス利用者の見込み

平成 22 年７月から平成 23 年６月までの実績（要介護度別の出現率）を基に、各計画年度における要支援・要介護度別の利用者数を推計しました。

① 施設・居住系サービスの利用者見込み

施設・居住系サービスの利用者数は、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」の入所者をはじめ、平成２４年度以降も、増加します。介護療養型医療施設は、平成 23 年度末の廃止となっていましたが、平成 29 年度末まで６年間廃止期間が延長されました。

また、本市では、平成 26 年度までに岡山県が目指す参酌標準（介護保険３施設利用者に対する要介護４、５の割合を 70%以上とする。）の達成を目指し、施設入所の適正化を図っていきます（但し、介護療養病床・医療療養病床からの転換分に伴う利用者増加分は除く。）。

ア　施設・居住系サービス利用者数（次ページの転換分を除く。）

（単位：人／月）

区　　分	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護老人福祉施設	1,435	1,497	1,526	1,585
介護老人保健施設	1,254	1,297	1,297	1,301
介護療養型医療施設	282	266	266	266
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	136	194	252
認知症対応型共同生活介護	897	1,198	1,234	1,288
特定施設入居者生活介護（介護専用型）	4	4	4	4
特定施設入居者生活介護（混合型）	669	963	1,040	1,118
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	29	29	29

イ　介護療養病床からの転換分

（単位：人／月）

区　　分	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護老人福祉施設	0	0	0	0
介護老人保健施設 （介護療養型老健）	0	9	9	9
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護 （介護専用型）	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護 （混合型）	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0

ウ　医療療養病床からの転換分

（単位：人／月）

区　　分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護保険適用施設への移行者数（累計）	9	9	9

② 標準的居宅サービス等受給者数の見込み

要支援・要介護認定者数から施設・居住系サービス利用者数を除いて標準的居宅サービス等対象者数を算出し、要支援・要介護度別のサービス受給率を乗じて、標準的居宅サービス等受給者数を推計しました。

受給者数は、平成 22 年度の 12,782 人が、平成 26 年度には 13,208 人へ、3.3%増加すると推計されます。

ア　標準的居宅サービス等対象者数（月平均）

（単位：人／月）

区　　分	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要支援1	2,646	3,156	3,430	3,715
要支援2	3,505	3,692	3,785	3,876
要介護1	3,332	3,298	3,317	3,341
要介護2	2,782	3,124	3,365	3,641
要介護3	1,609	1,495	1,487	1,530
要介護4	1,147	1,422	1,627	1,772
要介護5	955	818	769	642
合　　計	15,976	17,005	17,780	18,517

イ　標準的居宅サービス等受給者数（月平均）

（単位：人／月）

区　　分	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要支援1	1,458	1,682	1,743	1,809
要支援2	2,605	2,703	2,786	2,868
要支援者計	4,063	4,385	4,529	4,677
要介護 1	2,892	2,751	2,830	2,920
要介護2	2,449	2,540	2,645	2,781
要介護3	1,614	1,332	1,365	1,459
要介護4	1,057	950	991	952
要介護5	707	528	520	419
要介護者計	8,719	8,101	8,351	8,531
合　　計	12,782	12,486	12,880	13,208

（４）介護サービス給付費及び事業量の見込み

P87（３）のサービス利用者数を前提に、要介護者（要介護１～５）が利用する各介護サービスごとの給付費の見込額と利用見込回数等を推計しました。

① 居宅サービス

（単位：千円、回、人／年）

区　　分			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス	訪問介護	給付費	1,409,232	1,621,223	1,695,846	1,738,691
		回数	409,613	467,460	488,664	503,988
	訪問入浴介護	給付費	99,468	110,623	113,037	105,710
		回数	8,868	10,848	11,088	10,368
	訪問看護	給付費	679,665	935,911	982,597	995,726
		回数	92,035	101,052	105,924	107,316
	訪問リハビリテーション	給付費	47,608	48,547	60,690	71,799
		回数	8,560	12,924	16,176	19,152
	居宅療養管理指導	給付費	136,201	144,145	176,668	216,686
		人数	19,166	20,988	25,740	31,560
	通所介護	給付費	3,799,655	4,428,957	4,631,132	4,782,183
		回数	511,142	538,800	561,984	580,704
	通所リハビリテーション	給付費	2,216,919	2,334,104	2,445,131	2,521,321
		回数	274,032	287,856	300,672	310,560
	短期入所生活介護	給付費	1,073,355	1,578,442	1,663,317	1,696,838
		日数	159,492	134,952	142,044	145,164
	短期入所療養介護	給付費	153,292	258,743	271,763	277,121
		日数	16,569	17,568	18,456	18,864
	特定施設入居者生活介護	給付費	1,410,358	1,401,010	1,511,720	1,622,430
		人数	7,848	10,152	10,956	11,760
	福祉用具貸与	給付費	682,953	768,323	896,143	906,191
		人数	48,830	54,852	64,524	64,188
	特定福祉用具販売	給付費	33,235	58,602	61,628	64,388
		件数	1,137	1,580	1,664	1,753

（平成 23 年度は見込み）

② 地域密着型サービス等

（単位：千円、回、人／年）

区　　分			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0
		回数	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	給付費	280,828	338,305	356,318	366,751
		回数	29,486	35,004	36,840	38,016
	小規模多機能型居宅介護	給付費	444,436	595,981	680,898	791,176
		人数	2,656	3,576	4,080	4,740
	認知症対応型共同生活介護	給付費	2,705,610	3,369,316	3,470,711	3,622,295
		人数	11,380	14,376	14,808	15,456
	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	68,224	68,224	68,224
		人数	0	348	348	348
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	52,772	242,417	343,156	428,448
		人数	240	1,632	2,328	3,024
	定期巡回随時対応型訪問介護看護	給付費	－	95,904	102,357	110,251
		人数	－	8,340	8,736	9,192
	複合型サービス	給付費	－	119,778	119,778	119,778
		人数	－	216	216	216
住宅改修		給付費	85,675	159,671	176,944	196,371
		件数	924	1,350	1,497	1,660
居宅介護支援		給付費	1,218,243	1,302,340	1,354,078	1,392,164
		人数	95,302	102,060	106,104	109,308

（平成 23 年度は見込み）

③ 施設サービス

（単位：千円、人／年）

区　　分			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設サービス	介護老人福祉施設	給付費	4,227,054	4,456,745	4,543,621	4,743,225
		人数	17,299	17,964	18,312	19,020
	介護老人保健施設	給付費	3,972,506	4,257,531	4,258,166	4,286,355
		人数	15,334	15,672	15,672	15,720
	介護療養型医療施設	給付費	1,093,050	1,141,305	1,141,305	1,144,984
		人数	3,278	3,192	3,192	3,192
	療養病床（医療保険適用）からの転換分	給付費	0	617	617	617
		人数	0	108	108	108

（平成 23 年度は見込み）

④ 介護サービス給付費の計

（単位：千円）

区　　分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護サービス給付費計	25,822,115	29,836,764	31,125,845	32,269,723

（平成 23 年度は見込み）

（５）介護予防サービス給付費及び事業量の見込み

P87（３）のサービス利用者数を前提に、要支援者（要支援１・２）が利用する各介護予防サービスごとの給付費の見込額と利用見込回数等を推計しました。

① 介護予防サービス

（単位：千円、回、人／年）

区　　分			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防サービス	介護予防訪問介護	給付費	301,761	359,431	390,602	423,561
		回数	16,939	18,156	19,800	21,540
	介護予防訪問入浴介護	給付費	823	523	1,144	1,570
		回数	106	72	143	192
	介護予防訪問看護	給付費	64,698	83,762	101,522	121,982
		回数	9,665	14,328	17,376	20,892
	介護予防訪問リハビリテーション	給付費	11,966	11,188	20,675	35,922
		回数	2,268	3,564	6,588	11,448
	介護予防居宅療養管理指導	給付費	6,986	8,522	10,364	12,693
		人数	1,070	1,452	1,764	2,148
	介護予防通所介護	給付費	740,669	851,254	905,406	962,440
		回数	133,433	23,028	24,696	26,460
	介護予防通所リハビリテーション	給付費	319,063	359,083	372,586	386,935
		回数	54,101	9,288	9,720	10,176
	介護予防短期入所生活介護	給付費	10,503	12,442	12,828	13,253
		日数	2,083	1,800	1,860	1,920
	介護予防短期入所療養介護	給付費	1,847	5,253	5,253	5,253
		日数	250	600	600	600
	介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	109,915	111,506	120,888	130,873
		人数	1,176	1,452	1,572	1,704
	介護予防福祉用具貸与	給付費	92,123	94,343	133,757	189,605
		人数	12,204	17,652	25,068	35,592
	特定介護予防福祉用具販売	給付費	12,115	27,500	32,273	37,904
		件数	516	954	1,122	1,321

（平成 23 年度は見込み）

② 地域密着型介護予防サービス等

（単位：千円、回、人／年）

区　　分			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	給付費	3,132	531	531	592
		回数	53	96	96	108
	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	25,286	40,918	46,449	54,051
		回数	446	636	720	840
	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	5,806	10,465	10,465	10,465
		人数	36	48	48	48
住宅改修		給付費	83,740	97,963	108,461	120,005
		件数	922	802	889	986
介護予防支援		給付費	206,308	222,497	229,931	237,262
		人数	48,665	52,668	54,432	56,172

（平成 23 年度は見込み）

③ 介護予防サービス給付費の計

（単位：千円）

区　　分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護予防サービス給付費計	1,996,741	2,297,180	2,503,134	2,744,365

（平成 23 年度は見込み）

２　介護保険事業費の算定

（１）標準給付費及び地域支援事業費見込みの算定

各サービスの給付費を基に、平成 24 年度から 26 年度までの標準給付費、地域支援事業費（介護予防事業，包括的支援事業，任意事業）の見込み及び保険料収納必要額を算定しました。

①標準給付費

（単位：千円）

区　分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合　計
総給付費※	32,133,944	33,628,979	35,014,088	100,777,011
特定入所者介護サービス費等給付額	996,000	1,090,000	1,170,000	3,256,000
高額介護サービス費等給付額	530,000	575,000	590,000	1,695,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	101,000	105,000	110,000	316,000
算定対象審査支払手数料	38,942	39,740	40,538	119,220
標準給付費見込額	33,799,887	35,438,719	36,924,626	106,163,232

※総給付費…1の（4）で算定した介護サービス給付費と1の（5）で算定した介護予防サービス給付費の合計額（端数処理のため、数値の合計は一致しない場合がある。）

②地域支援事業費

地域支援事業の算定については、各事業の実績から推計し、事業費を積み上げました。

（単位：千円）

区　分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合　計
介護予防事業費	240,000	255,000	270,000	765,000
包括的支援事業費	400,000	405,000	405,000	1,210,000
任意事業費	220,000	250,000	285,000	755,000
合計	860,000	910,000	960,000	2,730,000
保険給付費見込み額に対する割合	2．5%	2．6%	2．6%	2．6%

③第１号被保険者保険料の算定

（単位：円）

区　分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
標準給付費見込額(A)	33,799,886,730	35,438,719,260	36,924,626,250	106,163,232,240
地域支援事業費(B)	860,000,000	910,000,000	960,000,000	2,730,000,000
第１号被保険者負担分相当額 (C=(A+B)×21%)	7,278,576,213	7,633,231,045	7,955,771,512	22,867,578,770
調整交付金相当額 (D=A×5%)	1,689,994,336	1,771,935,963	1,846,231,312	5,308,161,611
調整交付金見込額 (E=(26%-(21%×1.0333×1.0038))×A)	1,426,355,000	1,495,514,000	1,558,219,000	4,480,088,000
財政安定化基金拠出金見込額				
財政安定化基金償還金	0	0	0	0
財政安定化基金交付金(F)				274,222,569
準備基金取崩額(G)				1,465,000,000
保険料収納必要額 (H=C+D-E-F-G)				21,956,429,813
保険料収納率(I)	98．4%			
保険料基準額 (J=H÷I÷３年間の所得段階別加入割合補正後被保険者数=342,440 人)				65,160

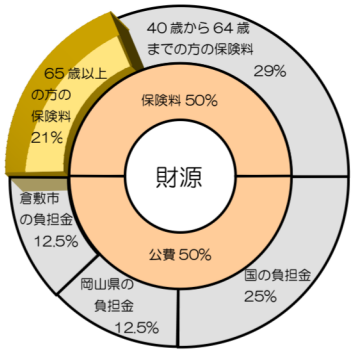
３　介護保険料と保険料段階

段階別の保険料額

新段階	対象者		保険料率		第5期保険料	対前期	前期保険料		
			国の標準	倉敷市	年額（月額）	差額率	年額（月額）	保険料率	段階
1	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税 生活保護の受給者		基準額×0.5	基準額×0.5	32,580円 （2,715円）	4,380円 15.5%	28,200円 （2,350円）	基準額×0.5	1
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税	本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	基準額×0.5	基準額×0.5	32,580円 （2,715円）	4,380円 15.5%	28,200円 （2,350円）	基準額×0.5	2
3		本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下	基準額×0.75	基準額×0.65	42,360円 （3,530円）	2,880円 7.3%	39,480円 （3,290円）	基準額×0.7	3
4		本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える		基準額×0.7	45,620円 （3,802円）	6,140円 15.5%			
5	本人が市町村民税非課税で世帯のだれかが課税	本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	基準額	基準額×0.85	55,390円 （4,616円）	7,450円 15.5%	47,940円 （3,995円）	基準額×0.85	4
6		本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える		基準額	65,160円 （5,430円）	8,760円 15.5%	56,400円 （4,700円）	基準額	5
7	本人が市町村民税課税	本人の前年中の合計所得金額が125万円未満	基準額×1.25	基準額×1.15	74,940円 （6,245円）	10,080円 15.5%	64,860円 （5,405円）	基準額×1.15	6
8		本人の前年中の合計所得金額が125万円以上190万円未満		基準額×1.25	81,450円 （6,788円）	10,950円 15.5%	70,500円 （5,875円）	基準額×1.25	7
9		本人の前年中の合計所得金額が190万円以上400万円未満	基準額×1.5	基準額×1.5	97,740円 （8,145円）	13,140円 15.5%	84,600円 （7,050円）	基準額×1.5	8
10		本人の前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満		基準額×1.75	114,030円 （9,503円）	18,150円 18.9%	95,880円 （7,990円）	基準額×1.7	9
11		本人の前年中の合計所得金額が600万円以上		基準額×2.0	130,320円 （10,860円）	34,440円 35. 9%			

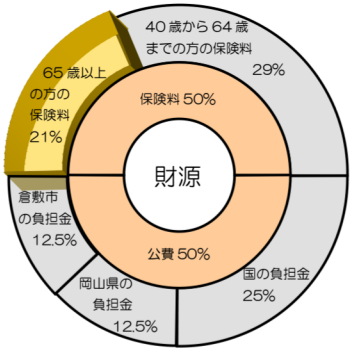
介護保険料段階と保険料額

費用負担の概要

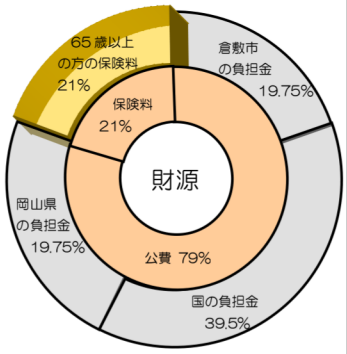


保険給付費

地域支援事業（保険給付費の3%を上限）



介護予防事業費



包括的支援事業及び任意事業費

(注) 介護予防事業費・・要介護・要支援状態になるおそれの高い高齢者を対象とした事業に要する費用です。
包括的支援事業及び任意事業費・・高齢者支援センターの運営及び地域における自立生活の支援に要する費用です。

介護保険料（基準額）の決め方

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料（基準額）は、介護サービスに必要な給付費の総額や65歳以上の方の人口をもとにして決まります。
なお、介護保険料（基準額）は3年ごとに見直され、市町村ごとに異なります。

（平成24年度から平成26年度までの3年間の介護サービスに必要な給付費（総費用の90%相当・見込み額）× 65歳以上の方（第1号被保険者）の負担割合 21%）÷ 倉敷市の65歳以上の方の人口（第1号被保険者数・3年間の合計）

＝ 基準額 平成24年度から平成26年度まで 年額 65,160円(月額 5,430円)

第4期介護保険料額

	対象者	年間保険料額(月額)
第1段階	• 世帯全員が市町村民税非課税者で、老齢福祉年金受給者 • 生活保護受給者	28,200円(2,350円) (基準額×0.5)
第2段階	• 世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	28,200円(2,350円) (基準額×0.5)
第3段階	• 世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	39,480円(3,290円) (基準額×0.7)
第4段階	• 市町村民税課税世帯であるが、本人は市町村民税非課税者で前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	47,940円(3,995円) (基準額×0.85)
第5段階	• 市町村民税課税世帯であるが、本人は市町村民税非課税者で前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	56,400円(4,700円) (基準額)
第6段階	• 本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が125万円未満の方	64,860円(5,405円) (基準額×1.15)
第7段階	• 本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	70,500円(5,875円) (基準額×1.25)
第8段階	• 本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	84,600円(7,050円) (基準額×1.5)
第9段階	• 本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が400万円以上の方	95,880円(7,990円) (基準額×1.7)

細分化

細分化

第5期介護保険料額

	対象者	年間保険料額(月額)	第4期との比較
第1段階	• 世帯全員が市町村民税非課税者で、老齢福祉年金受給者 • 生活保護受給者	32,580円(2,715円) (基準額×0.5)	+365円
第2段階	• 世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	32,580円(2,715円) (基準額×0.5)	+365円
第3段階	• 世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	42,360円(3,530円) (基準額×0.65)	+240円
第4段階	• 世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	45,620円(3,802円) (基準額×0.7)	+512円
第5段階	• 市町村民税課税世帯であるが、本人は市町村民税非課税者で前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	55,390円(4,616円) (基準額×0.85)	+621円
第6段階	• 市町村民税課税世帯であるが、本人は市町村民税非課税者で前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	65,160円(5,430円) (基準額)	+730円
第7段階	• 本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が125万円未満の方	74,940円(6,245円) (基準額×1.15)	+840円
第8段階	• 本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	81,450円(6,788円) (基準額×1.25)	+913円
第9段階	• 本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	97,740円(8,145円) (基準額×1.5)	+1,095円
第10段階	• 本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	114,030円(9,503円) (基準額×1.75)	+1,513円
第11段階	• 本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が600万円以上の方	130,320円(10,860円) (基準額×2.0)	+2,870円

資料編

1　用語の説明

在宅サービス

居宅介護サービス	在宅で受けられる介護サービスのことです。
訪問介護	訪問介護員等が要介護者の居宅を訪問して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、入浴・排せつ・食事の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話を行います。
訪問入浴介護	要介護者の居宅を入浴車等で訪問し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。
訪問看護	訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要介護者の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行い、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざすものです。
訪問リハビリテーション	病院・診療所または介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要介護者の自宅を訪問して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図るものです。
通所介護（デイサービス）	できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、必要な日常生活上の世話と機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。
認知症対応型通所介護（デイサービス）	認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、特別養護老人ホーム等や老人デイサービスセンターに通ってもらい、入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。
通所リハビリテーション（デイケア）	できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、介護老人保健施設や病院・診療所が、在宅の要介護者に通ってきてもらい、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを提供することで、利用者の心身の機能の維持回復を図るものです。
短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）	要介護者の在宅生活を維持する観点から、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。
福祉用具貸与（レンタル）	利用者が可能な限り居宅で自立した生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や希望・環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、貸与することにより、利用者の生活機能の維持改善を図ります。

住宅改修費の支給	心身の機能が低下した高齢者の住まいを安全で使い易くするため、また介護者の負担を軽減するために住宅改修を行う場合は、要介護状態区分等にかかわらず、住民票の住所地につき 20 万円を限度に９割分（18 万円まで）が払い戻されます。
福祉用具購入費の支給	要介護状態区分等にかかわらず、年間（４月～３月）で 10 万円を上限に購入費用の９割分（９万円まで）が払い戻されます。
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	認知症の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。
小規模多機能型居宅介護	居宅や通所や短期宿泊により、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	24 時間安心して在宅生活が送れるように、日中・夜間を通じて、必要な介護・看護を１日複数回の定期訪問や随時訪問を行います。
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービスが受けられます。
特定施設入居者生活介護 （有料老人ホーム・ ケアハウス）	入居する方に対し、サービス計画にもとづき、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話を行い、施設で能力に応じた自立した生活をできるようにするものです。

施設サービス(要介護1から5の方が利用できます)

介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	要介護者に対し施設サービス計画にもとづき、入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とした施設です。
介護老人保健施設 （老人保健施設）	要介護者に対し施設サービス計画にもとづき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的とした施設です。
介護療養型医療施設	要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とした施設です。

2　倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定経過

年　月　日	会議などの開催状況	年　月　日	会議などの開催状況
平成22年		12月 12日	市議会保健福祉委員会へ報告
11月	高齢者実態調査	12月 14日	パブリックコメント
平成23年		～	
4月 28日	社会福祉審議会開催	平成24年	
	策定専門分科会設置	1月 13日	
5月 23日	策定幹事会	1月 20日	ワーキング部会
5月 26日	策定専門分科会	2月　2日	策定幹事会
	市長から諮問	2月　9日	策定専門分科会
6月 10日	ワーキング部会	2月 10日	市議会保健福祉委員会へ報告
6月 24日	市議会保健福祉委員会へ報告	2月 16日	市長への答申
7月 28日	市民の声を聴く会（児島）		
7月 29日	市民の声を聴く会（倉敷）		
8月　3日	市民の声を聴く会（水島）		
8月　4日	市民の声を聴く会（玉島）		
8月 19日	策定幹事会		
8月 25日	策定専門分科会		
10月　5日	ワーキング部会		
10月 17日	策定幹事会		
10月 27日	策定専門分科会		
11月 17日	策定幹事会		
11月 22日	策定専門分科会		

３　倉敷市社会福祉審議会条例（抄）

平成 13 年 12 月 27 日
条例第 50 号

（設置）
第１条　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として，倉敷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（調査審議事項の特例）
第２条　法第１２条第１項の規定に基づき，審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。
（委員の任期）
第３条　委員の任期は３年とし，欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
（委員長の職務を行う委員）
第４条　委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第５条　審議会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が招集する。
２　委員長は，委員の４分の１以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは，会議を招集しなければならない。
３　審議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。
４　審議会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。
５　臨時委員は，当該特別の事項について会議を開き，議決を行う場合には，前２項の規定の適用については，委員とみなす。
（専門分科会）
第６条　審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は，委員長が指名する。
２　審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き，その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
３　専門分科会長は，その専門分科会の事務を総理する。
４　専門分科会長に事故があるとき，又は専門分科会長が欠けたときは，あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。
５　専門分科会の会議は，専門分科会長が招集する。
（委員以外の者の出席）
第７条　委員長又は専門分科会長は，必要があると認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。
（会議の公開）
第８条　審議会及び専門分科会の会議（民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会審査部会の会議を除く。）は，公開とする。ただし，委員長が必要と認めた場合は，非公開とすることができる。
（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関して必要な事項は，市長が別に定める。

４　倉敷市社会福祉審議会運営要綱（抄）

平成14年３月13日
告示第101号

（趣旨）

第１条　この要綱は，社会福祉法（昭和２６年法律第４５号。以下「法」という。）及び倉敷市社会福祉審議会条例（平成１３年倉敷市条例第５０号。以下「条例」という。）に基づき設置された倉敷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（副委員長）

第２条　審議会に，条例第４条の規定により委員長の職務を代理する委員として，副委員長１人を置き，委員長が指名するものとする。

（専門分科会）

第３条　審議会に，次の専門分科会を置く。

（１）　民生委員審査専門分科会
（２）　身体障がい者福祉専門分科会
（３）　児童福祉専門分科会
（４）　介護保険地域密着型サービス運営専門分科会
（５）　民生委員適正配置検討専門分科会
（６）　高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会
（７）　障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門分科会

２　前項に掲げる専門分科会が調査審議をする事項は，別表第１のとおりとする。

３　審議会は第１項各号に定める専門分科会のほか必要に応じ，その他の専門分科会を置くことができる。

４　専門分科会は，その専門分科会に属する委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開き，議決を行うことができない。

５　専門分科会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，専門分科会長の決するところによる。

（副専門分科会長）

第４条　各専門分科会に，条例第６条第４項の規定により専門分科会長の職務を代理する委員として，副専門分科会長１人を置き，各専門分科会長が指名する。

（専門分科会の会議の特例）

第５条　専門分科会長は，緊急やむを得ない必要がある場合には，当該専門分科会に属すべき委員に対し書面により意見を求めることにより，会議の開催に代えることができる。

（専門分科会の決議の特例）

第６条　審議会は，専門事項に関し諮問を受けたときは，当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（審査部会）

第７条　身体障がい者福祉専門分科会に，身体障がい者の障がい程度の審査に関する事項を含む別表第２に掲げる事項を調査審議するため，身体障がい者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）を設ける。

２　審査部会に属する委員は，委員長が指名する。

３　審査部会に審査部会長１人を置き，審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。
４　審査部会は，審査部会長が招集し，会議の議長となり，審査部会の事務を総理する。
５　審査部会は，その属する委員の過半数が出席しなければ，会議を開き，議決を行うことができない。
６　審査部会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，審査部会長の決するところによる。

（副審査部会長）

第８条　審査部会長に事故があるときは，あらかじめ審査部会長が指名した副審査部会長がその職務を代理する。

（審査部会の会議の特例）

第９条　審査部会長は，緊急やむを得ない必要がある場合には，委員に対し書面により意見を求めることにより，会議の開催に代えることができる。

（審査部会の決議の特例）

第１０条　審査部会の決議又は意見をもって，審議会の決議又は意見とする。

（議事録）

第１１条　審議会の会議については，議事録を作成し，議事の概要を記録しなければならない。

（守秘義務）

第１２条　審議会の委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また，その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第１３条　審議会の庶務は，保健福祉局保健福祉推進課において総括する。ただし，専門分科会又は審査部会の個別の庶務は，それぞれの事務を分掌する課が処理する。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

別表第１（第３条関係）

各専門分科会の審議事項

分科会名	基本的な審議事項	法令が特に審議を求めている事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項	（1）　民生委員推薦会の推薦者に対する意見 （2）　推薦会の推薦者が適当でないと認めることへの意見 （3）　推薦会が再推薦しない場合に市長が適当と認める者を定め推薦する際の意見 （4）　民生委員解嘱を大臣具申することへの同意 （5）　民生委員解嘱について審議会が審査する際の本人への事前通告 （6）　前号の通告を受けた民生委員が審議会に対し意見を述べることの受諾
身体障がい者福祉専門分科会	身体障がい者の保健福祉に関する事項	身体障がい者の福祉に関する事項の調査審議

児童福祉専門分科会	児童及び母子の保健福祉に関する事項	（1） 児童及び妊産婦の福祉に関する事項 （2） 児童及び知的障がい者の福祉を図るための芸能，出版物，がん具，遊戯等を推薦し，又はそれらを製作し，興行し，若しくは販売する者等に対する勧告 （3） 設備又は運営が最低基準に達せず，かつ，有害と認められる特定児童福祉施設（助産施設，母子生活支援施設及び保育所）設置等への事業停止命令を行う場合の意見 （4） 特定児童福祉施設（助産施設，母子生活支援施設及び保育所）に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見 （5） 認可外児童福祉施設へ事業停止又は施設閉鎖命令する場合の意見 （6） 母子家庭の福祉に関する事項の調査審議，市長諮問への答申及び関係行政機関への意見具申 （7） 母子福祉資金貸付金の貸付を市が停止する場合の意見 （8） 母子保健に関する事項の調査審議，市長諮問への答申，関係行政機関への意見具申 （9） 前各号に掲げるもののほか，市長諮問への答申及び関係行政機関への意見具申
介護保険地域密着型サービス運営専門分科会	地域密着型サービスの運営に関する事項	（1） 本市における地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額を定める場合の意見 （2） 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定する場合の意見 （3） 本市における指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準，指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める場合の意見 （4） 前３号に掲げるもののほか，地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項に関する協議及び意見

民生委員適正配置検討専門分科会	民生委員の適正配置に関する事項	民生委員の適正配置に関する事項の調査審議
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定等に関する事項	
障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門分科会	障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定等に関する事項	

別表第２（第７条関係）

身体障がい者福祉専門分科会審査部会の審議事項

区分	審議事項
身体障がい者の障がいの程度に関する事項	身体障害者手帳の交付申請があった場合において，その障がいが身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げるものに該当しないと市長が認めるための，審議会諮問に対する答申
身体障害者手帳に係る診断書交付医師に関する事項	（１）　身体障害者手帳のための診断書を交付する医師を指定する場合の意見 （２）　身体障害者手帳のための診断書を交付する医師の指定を市長が取り消す場合の意見

5　倉敷市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定専門分科会委員名簿

◎は会長　○は副会長

団　体　・　役　職　名	氏　名
倉敷リハビリテーション病院総合相談地域支援部・室長	池野　聖司
倉敷市高齢者支援センター職員連絡会・会長	石井　敦子
市民公募者	石塚　祐子
倉敷市議会保健福祉委員会・委員長	磯田　寿康
岡山県老人保健施設協会・副会長	江澤　和彦
川崎医療福祉大学医療技術学部健康体育学科教授	◎ 小野寺　昇
真備地区老人クラブ連合会・推進員	菊地　和子
倉敷市栄養改善協議会・副会長	日下　準子
倉敷歯科医師会・副会長	近藤　康弘
倉敷市民生委員児童委員協議会・副会長	○ 齋藤　　榮
倉敷市連合医師会・会長	高谷　泰正
倉敷市社会福祉協議会・事務局次長（兼）地域福祉課長	瀧澤　厚志
岡山県老人福祉施設協議会 （ケアハウスドリームガーデン倉敷施設長）	武部美智子
倉敷市特養連絡協議会・会長 （浮渕園施設長）	田中　茂己
市民公募者	千秋　満子
倉敷市愛育委員会連合会・副会長	土屋　　瞳
岡山県老人福祉施設協議会 （デイサービスセンターグリーンピア瀬戸内施設長）	西岡　安彦
市民公募者	松本　郁子
倉敷市総合福祉事業団在宅福祉課長	宮原　史郎
倉敷市介護保険事業者等連絡協議会・会長	矢野　宏行

（50音順　敬称略）

６　倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定幹事会及びワーキング部会設置要領（抄）

（目的及び設置）

第１条　老人福祉法第 20 条の８の規定に基づく高齢者保健福祉計画並びに介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画を策定するために，倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）及びワーキング部会を設置する。

（幹事会）

第２条　幹事会に幹事を置き，幹事は別表第１に定める職にある者をもって充てる。

２　幹事会は保健福祉局長が招集し，保健福祉局長が議長となる。

３　議長に事故があるときは，議長が指名した者がその職務を代理する。

４　議長は，第１項に掲げるもののほか，必要と認める者を幹事として加えることができる。

５　議長は，必要と認めるときは，関係部局の職員の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

（幹事の職務）

第３条　幹事は，次に掲げる事務を処理する。

⑴　高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に関する事務事業の企画立案及び連絡調整に関すること。

⑵　前号の事務事業に関し，必要な実施状況の報告に関すること。

⑶　前２号に掲げるもののほか，必要と認める事項

（ワーキング部会）

第４条　ワーキング部会に部会員を置き，部会員は別表第２に掲げる部署に所属する者をもって充てる。

２　ワーキング部会は，高齢福祉課長が招集し，会長は高齢福祉課長を充てる。

３　会長に事故があるときは，会長が指名した者がその職務を代理する。

４　会長は，第１項に掲げるもののほか，必要と認める者を部会員として加えることができる。

５　会長は，必要と認めるときは，関係部局の職員の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

（部会員の職務）

第５条　部会員は，第１条の目的を達成するため，次に掲げる事務をつかさどる。

⑴　高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画案の作成

⑵　高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に必要な事項

⑶　前２号に掲げるもののほか，必要と認める事項

（庶務）

第６条　幹事会及びワーキング部会の庶務は，保健福祉局福祉部高齢福祉課において処理する。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか，幹事会及びワーキング部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

別表第１（第２条関係）

保健福祉局長，保健福祉局参与（兼保険部長），企画財政局企画財政部長，保健福祉局副参事（兼保健福祉推進課長），福祉部長，保健所参事（事務系）

別表第２（第４条関係）

保健福祉推進課，高齢福祉課，障がい福祉課，国民健康保険課，介護保険課，地域包括総合支援センター，医療給付課，保健課，健康づくり課

7　倉敷市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に対するパブリックコメントまとめ（意見の概要と市の考え方）

第２章　高齢者等の現状

ご意見の概要	計画（案）該当ページ	市の考え方
保健サービスの表の実績値を斜線で表示しているものの意味が不明。注釈がいるのでは。	P10「２　高齢者保健福祉サービスの現状（１）」へ追記	この項目の実績値は食育推進計画の策定年度のみアンケートによって調査しておりますが、当該年度は計画策定年度でなく、数値を把握していないため斜線で表示していました。 ご指摘のとおり、表示方法を変え、数値が未把握である理由を表外に注釈として表現いたします。
予防給付サービスについて、計画値を大きく下回ったサービスで原因の分析がないため判断できない。	P16～17「３介護給付サービスの現状（２）」	過去の介護サービス利用実績を参考に達成度を検証し、介護サービス量の推計をしています。

第３章　計画の基本理念と目標

ご意見の概要	計画（案）該当ページ	市の考え方
基本目標１　健やかなまちづくり 「一人一人の健康づくりを促進」とあるが、具体策は。 「安心して医療が受けられる体制づくりに努める」とあるが、どんな体制を創ろうとしているのか。 「高齢者が介護を要する状態になるのを防ぐ」とあるが、具体策は。 「参加しやすい介護予防事業を積極的に展開する」とあるが、どのように展開するのか。	P19「２　計画の基本目標」（P23～30「第４章課題と施策の展開方法　Ⅰ　健やかなまちづくり」）	「一人一人の健康づくりを促進」に対しての具体策につきましては計画の第４章Ⅰ２「健康づくりを進めるために」で、「安心して医療が受けられる体制づくり」につきましては第４章Ⅰ１「安心して医療を受けられるために」で、また、「介護予防の具体策」及び「参加しやすい介護予防事業の展開」につきましては第４章Ⅰ３「要支援・要介護にならないために」で、それぞれ示している具体施策を推進してまいります。
基本目標２　生きがいのあるまちづくり 「高齢者の生きがいづくりと社会参加を推進する」とあるが、高齢者の生きがいとは何か。生きがいづくりとは、何をつくるのか。	P19「２　計画の基本目標」（P31～37「第４章課題と施策の展開方法　Ⅱ　生きがいのあるまちづくり」）	高齢者の生きがいとは、これまで培ってきた自分の知識や経験を生かす活動をすることや興味を持つことを学習するなどして、社会とのつながりを保ち、張り合いのある生活を送ることであると考えます。 また、計画の基本目標に、「Ⅱ　生きがいのあるまちづくり」を掲げ、高齢者の出会う場、学ぶ場、活躍する場の創出に取り組むこととし、第４章の施策を推進してまいります。

基本目標4　支え合うまちづくり 「お互いに支え合う地域社会の形成へ向けての取り組み」とは、どんな取り組みを考えているのか。	P20「2　計画の基本目標」 （P47～51「第4章　課題と施策の展開方法　Ⅳ　支えあうまちづくり　1　地域で安心して暮らすために」）	民生委員児童委員協議会、愛育委員会、栄養改善協議会、町内会、老人クラブ等と連携して、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの 5 つのサービスを一体化した「地域包括ケアシステム」への取り組みを考えております。

第４章　課題と施策の展開

ご意見の概要	計画（案） 該当ページ	市の考え方
健康老人（６０～７０歳）の増加で、いかに医療費を減らし、個人レベルでの病気への知識を高めるための具体策と対策の目玉は何か。 行政としての取り組みと方針、自治会等の組織との連携や医師会、地域医療施設とのつながりをどのように付けるのか。	P23～30「Ⅰ　健やかなまちづくり1・2・3」	「健康寿命の延伸」を基本目標に掲げ、「みんなでつくろう元気なくらしき」を目指す倉敷市健康増進計画「健康くらしき21・Ⅱ」を推進して行く中で、市民を主体として、家族、地域の関連団体、学校、企業、保健・医療機関、メディア及び行政が協働し、健康づくり活動を展開しております。 市民の健康管理につきましては、医師会と連携を図り健康診査を受診できる体制を整え、病気の早期発見に努めております。また、「年に一回は、健康診査やがん検診を受ける人を増やす」ことを目標に掲げ、各地域の健康ボランティアと共に健康診査の受診を勧めております。
健康に関する講座などを保健所・高齢者支援センターに限らず、高齢者が自力で通いやすい場所（例：農協、幼稚園・小学校・中学校の空き教室）を利用できたらいい。	P25「健やかなまちづくり2（2）エ」	各地区の公民館、憩の家、集会所などで実施している介護予防事業などがあります。また、出前講座も利用できますので、地域包括総合支援センターにご相談ください。
「ITによるメリットを高齢者に等しく享受してもらうために、多様な事業メニューを提供することが必要」に関して、施策の展開方法の中で触れられていないが、どのような展開を考えているのか。	P34「Ⅱ　生きがいのあるまちづくり2（2）ウ」へ追記	具体施策としましては、「ウ　様々な講座及び催し」で、だれもがITに親しめるようにと、パソコンを使用する各種講座を開催しておりますので、施策の展開方法の中で表現いたします。
日常生活用具給付事業について、実績値では3年連続大幅に上回っているにもかかわらず、それが計画に反映されていないのはなぜか。	P41「Ⅲ　安心して暮らせるまちづくり1（2）サ」 （P12 第2章　高齢者等の現状　2　高齢者保健福祉サービスの現状（2））へ追記	平成20年6月1日に火災警報器を設置することが義務付けられました。この設置義務は、平成23年5月31日まで猶予期間があり、第4期事業計画中に火災警報器の給付件数が増大したという特殊要因があったので、今回の計画では、火災警報器の給付件数を除いたものを計画値としております。このことは、計画内に注釈として、表現いたします。

障がい者、高齢者の立場に立った施設の設計を希望する。また、病院、スーパー、百貨店、官公庁等の施設の新築、改修にあたっても、バリアフリー化を意識するよう、市から積極的に働きかけることが大切だと思う。	P43「Ⅲ　安心して暮らせるまちづくり2（2）イ」	本市では、「倉敷市福祉のまちづくり条例」を改正し、平成２３年４月から特定生活関連施設（病院、店舗、集会場、ホテル、学校、官公庁舎、公共交通機関の施設、道路、公園等でそれぞれ規模を定めたもの）の新築、改築等に際し、事前に計画内容の届出や協議を義務付けております。そして、広報やホームページで周知を行ったり、関係機関に直接周知を行っております。 また、高齢者や障がい者団体等で構成される「倉敷市バリアフリー市民会議」において、施設等に関するバリアフリー推進等の提言をいただき、各施設へ改善に向けた働きかけを行っております。
家族介護教室の推進について、この教室自体は大変良いことだと思うが、介護を楽にする用具や介護保険の利用方法など、介護に関する情報や自らが情報を探すための方法等を知ってもらうような教室も必要だと思う。	P53「Ⅳ　支えあうまちづくり２（２）ク」	「広報くらしき」等に掲載している出前講座の利用や、高齢者支援センターの講座開催のチラシ等から情報を入手していただければと思います。

第６章　介護サービス等の量の見込みと介護保険料

ご意見の概要	計画（案） 該当ページ	市の考え方
介護給付サービスについて、計画値と実際にサービスを必要とする人の数との対比がないため、計画値が正しいかどうか判断できない。	P85～94「１　介護保険事業量の算定」	実際に介護サービスを必要とする人数につきましては、過去の介護サービスの利用実績を参考に推計をしております。したがって、実際にサービスを必要とする人数イコール推計人数となります。
現在の介護保険料は高すぎると思われる。保険料率の段階を現在の９段階からもっと増やし、保険料率を見直してはどうか。また、所得が４００万円で頭打ちになっているが、もっと所得の多い人がおられるはずで、所得に応じて保険料率を設定すれば所得の低い人の負担が少なくてすむのではないか。	P97「３　介護保険料額と保険料段階」	第５期介護保険の保険料段階につきましては、第４期事業計画よりもさらにきめ細かに所得に応じた保険料段階を設定し、保険料を決定することとしております。

8　各担当課等問い合わせ先一覧

市外局番（０８６）

担 当 課 名 等	連絡先電話番号
防災危機管理室	４２６－３１３１
生活安全課	４２６－３２７５
消費生活センター	４２６－３９２２ （消費相談専用　４２６-３１１５）
保健福祉推進課	４２６－３３０３
指導監査課	４２６－３２９７
高齢福祉課	４２６－３３１５
国民健康保険課	４２６－３２８１
介護保険課	４２６－３３４３
医療給付課	４２６－３３９５
保健課	４３４－９８００
健康づくり課	４３４－９８２０
スポーツ振興課	４２６－３８５５
交通政策課	４２６－３５４５
土木課	４２６－３５２１
住宅課	４２６－３５３１
消防局　予防課	４２６－１１９４
市民学習センター	４５４－００１１
倉敷市社会福祉協議会	４３４－３３０１

倉敷市高齢者保健福祉計画及び倉敷市介護保険事業計画

平成 24 年3月

発　行　　岡山県倉敷市

〒710-8565　岡山県倉敷市西中新田 640 番地
事務局：
保健福祉局福祉部高齢福祉課　TEL　086-426-3315
FAX　086-422-2016
E-mail　wlfeld@city.kurashiki.okayama.jp
保険部介護保険課　TEL　086-426-3343
FAX　086-421-4417
E-mail　kaigo@city.kurashiki.okayama.jp